

平成29年3月23日
保育計画課・保育課

認可保育所における実費徴収について

1 経緯

本区認可保育所における実費徴収は、教育・保育を提供するための標準的な費用として定める公定価格及び区運営費補助によって、賄われない費用についてのみ徴収することができることとしている。また実費徴収する際は、保護者の同意を得た上で実施しなければならない。

このことについては、平成27年度より各施設に周知してきたところであるが、各施設における実費徴収の実態が施設によって大きく異なり、保護者からの苦情やトラブルの原因となっているケースがあることから、ここで改めて実費徴収の可否等について区の方針を明確にするとともに、地域子ども・子育て支援事業（13事業）のひとつである「実費徴収に係る補足給付を行う事業」について、現在の検討状況を報告する。

2 実費徴収の取扱いについて

【大原則】

公定価格及び区運営費補助により賄われない費用についてのみ、実費徴収が可能。
実費徴収する場合には、原則として文書による保護者の同意を必要とする。文書によることが困難な場合については口頭による同意でも構わないこととする。

(1) 実費徴収の可否について

通常の保育に必要なものに係る費用は、施設が負担することとし、実費徴収を認めない。

また、基本的に「購入する・しないを選択できないもの」については、実費徴収を認めない。ただし、保育に当たり通常必要で共有できないもの*については、購入が必須となるため、実費徴収または現物持参を認める。

なお、「選択できる」場合でも、事実上全員が購入しないと保育に支障が生じ、現に全員に購入してもらっているものについては、「選択できない」と同等であるので注意すること。

→ 具体例について、次ページの表を参照。

(2) 実費徴収が行われた場合の取扱い

地域子ども子育て支援事業のうちのひとつとして、保護者の所得の状況を勘案し、保護者が負担した費用の一部を助成する事業（補足給付）が定められている。

しかしながら、本区においては実費徴収そのものについて前記のような方針であることから、認可保育所について現時点で実費徴収の補足給付を行う予定はない。

【表：実費徴収の可否について】

実費徴収不可 (現物持参させることも不可)	
保育に当たり通常必要なもの	昼寝用布団、連絡帳、防災頭巾、コップ、箸、スプーン、遠足費用（児童の分）、名札、散歩用帽子、文房具（画帳、クレヨン、色鉛筆、はさみ、のり、粘土など）
施設の方針として必要なもの（購入しないことを選択できない場合）	写真、アルバム、制服、体操服、保育教材用絵本（月刊誌など）
区の要綱に基づく延長保育の補食費、3歳以上の主食費	
実費徴収可 (現物を持参させても可)	
保育に当たり通常必要だが、児童によって費用に差があったり、共有することが不可能なもの*	おむつ、おむつ処理費用、歯ブラシ、ティッシュペーパー
購入が選択でき、児童によって有無にばらつきがあっても保育に支障を来さないもの（購入しない児童の保育が妨げられないもの）	制服、体操服
児童の保育以外に要する経費（保護者に要する経費）	親子遠足の保護者費用、給食試食会費用、イベントに係る保護者費用
一旦園が負担したが、紛失した場合の再購入	

○ 月極・スポット延長保育料、延長保育時の夕食代は、「実費徴収」には当たらない。

3 認定こども園（2・3号児童）の取扱いについて

認定こども園は保育所と幼稚園との一体的な運営という性質上、既に様々な費用を1号と同様に実費徴収しているという実態がある。日常において、1号も2・3号も一緒に保育を受けていることを鑑みると、2・3号児童についての徴収を制限することは難しい。

しかしながら、区として認定こども園（2・3号）に対しても認可保育所と同等の補助金を支出している中で、こども園のみが保護者から様々な実費を徴収していることは望ましくないため、今後、区運営費補助を一部見直すなど、認可保育所とは異なる取扱いを検討する必要がある。